

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱

(平成9年井原市告示第47号)

(目的)

第1条 市内の各家庭から出されるごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等のごみ減量化に資する機器（以下「機器」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 機器の設置に関し、設置場所が確保でき、かつ、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう善良な管理ができること。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、次項に規定する機器の購入に対するもので、1戸当たり2基（本体価格が10,000円を超えるものは1基）以内とする。

2 補助の対象となる機器は、耐久性を有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理容器 臭気、害虫等の発散を防止するための蓋を備えたもの
- (2) 生ごみ処理機 機械的に攪拌、過熱等するもの
- (3) その他市長が認めたもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、機器1基につき購入価格の2分の1とし、限度額は30,000円とする。ただし、その金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみ減量化推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 機器の販売証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第9条の規定により、補助金の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過した日後でなければ、再度補助金の交付申請をすることができない。

(補助金交付申請等の委任)

第6条 前条の規定にかかわらず、次条の規定に基づき販売業者の登録をした業者（以下「登録業者」という。）において10,000円以下の機器を購入した場合は、補助金の交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を登録業者に委任することができる。

2 前項の委任をする場合、機器の購入者はごみ減量化機器購入報告書（様式第2号）を登

録業者を通じて市長に提出しなければならない。

(登録業者)

第7条 登録業者になろうとする者は、ごみ減量化機器販売登録業者届出書（様式第3号）により市長に届出なければならない。

2 登録業者は、10,000円以下の機器を販売するときは、補助金相当額を差引いて販売するものとする。

3 登録業者は、購入者に代って補助金の交付申請、請求及び受領をするときは、毎月10日までに前月分を取りまとめて、ごみ減量化推進補助金交付申請書（登録業者用）（様式第4号）にごみ減量化機器販売実績報告書（様式第5号）を添えて申請するものとする。

4 登録業者は、機器を購入した者を明らかにする帳票書類を備えなければならない。

(審査及び決定)

第8条 市長は、第5条及び第7条第3項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、ごみ減量化推進補助金交付決定通知書（様式第6号）又は、ごみ減量化推進補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金交付決定通知をした者に、通知後30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金を交付した後において、不正な手段でこれを受けたことが明らかになった者に対して、その全部又は一部の変換を命ずることができる。

(調査及び指導)

第11条 市長は、機器の設置又は管理の状況について、調査及び指導をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の登録業者の届出に関する規定については、井原市生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（昭和63年井原市告示第48号）第2条第3項の規定により登録申請済みの者については、この要綱により届出たものとみなす。

3 井原市生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（昭和63年井原市告示第48号）及び井原市家庭ごみ焼却炉購入費補助金交付要綱（平成3年井原市告示第6号）は廃止する。

(芳井町及び美星町の編入に伴う経過措置)

4 芳井町及び美星町の編入の日前に、芳井町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成元

年芳井町告示第11号)、芳井町家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金交付要綱(平成12年芳井町告示第7号)及び美星町家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金交付要綱(平成13年美星町告示第21号。以下「両町要綱」という。)の規定に基づき、補助金交付申請がなされたものについては、両町要綱の例による。

(失効)

- 5 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第10条及び第11条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成9年11月28日井原市告示第65号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、前項の施行日以後に販売証明書が作成されたごみ減量化推進補助金交付申請について適用し、平成9年12月31日までに販売証明書が作成されたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月15日告示第73号)

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成21年3月20日告示第40号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日告示第35号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日告示第44号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

井原市告示第40号

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成21年3月30日

井原市長 瀧 本 豊 文

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱（平成 9 年井原市告示第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 補助金の額は、機器 1 基につき購入価格の 2 分の 1 とし、限度額は 3 0, 0 0 0 円とする。ただし、その金額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号中

「 2. 財源内訳

価格（税別）	補助期待額	自己負担額	消費税額

」を

「 2. 財源内訳

価 格	補助期待額	自己負担額
円	円	円

」に改める。

様式第 2 号中

「

購入した機器	種 類	
	型 式	
	価格（税別）	
	補助期待額	
	自己負担額	
	消費税額	
	購入基数	

」を

「

購入した機器	種 類	
	型 式	
	価 格	円
	補助期待額	円
	自己負担額	円
	購入基数	基

」に改める。

様式第 3 号中

「 1. 取扱うごみ減量化機器

種 類	メーカー	型 式	販売価格（税別）

」を

「 1. 取扱うごみ減量化機器

種 類	メーカー	型 式	販売価格
			円

」に

改める。

様式第 4 号中

「 2. 補助事業の内訳

価 格（税別）	補助期待額	購入者負担額	消費税額

」を

「 2. 補助事業の内訳

価 格	補助期待額	購入者負担額
円	円	円

」に改める。

様式第 5 号の表中「価格（税別）」を「価格（円）」に、「補助期待額」を「補助期待額（円）」改める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

井原市告示第 号

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成23年3月 日

井原市長 瀧 本 豊 文

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱（平成 9 年井原市告示第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

様式第 1 号中「(2) 機器の設置に関する位置図

(3) その他市長が必要と認める書類」を「(2) その他市長が必要と認める書類」に改める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

井原市告示第44号

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月25日

井原市長 大 舌 勲

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

井原市ごみ減量化推進補助金交付要綱（平成９年井原市告示第６５号）の一部を次のように改正する。

第１２条の見出しを「(委任)」に改める。

附則に次の２項を加える。

（失効）

５ この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

６ 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第１０条及び第１１条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。